（承認書様式）

年　　月　　日

殿

神奈川県横浜市保土ケ谷区常盤台７９番１号

国立大学法人横浜国立大学長　梅原　出　印

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策

における地域産業支援の特許実施許諾承認書

次の特許について、COVID-19対策における地域産業支援として下記の条件で実施を許諾します。

特許番号：

発明名称：

＜実施条件＞

１．実施者は、申込書に記載した実施内容の範囲内で本特許を実施すること。実施内容を変更・追加する場合は、事前に国立大学法人横浜国立大学（以下「本学」という。）に書面により通知し、本学から承認を得なければならない。

２．本実施許諾は、非独占的通常実施権の許諾とし、その実施料を無償とする。

３．上記の実施許諾期間は、令和　　年　　月　　日までとする。

　　なお、本学は当該期間中、本特許を維持し、第三者に独占的実施を許諾しない。

４．本実施許諾承認（実施条件１．に記載の実施内容の変更・追加の承認を含む。）の後に、実施者が独占的通常実施権の許諾を申し出る場合、実施者は特許権の維持に要する経費を負担するものとし、別途本学と実施契約を締結するものとする。なお、その場合においても本学は教育及び研究活動のために本特許を実施することができる。

５．実施者は、実施内容に関して発明者（本学教員）との情報交換・技術指導及び研究開発等を希望する場合には、原則として別途、本学と共同研究又は学術指導の申込を行う。

６．本学は、本実施条件に記載されている事項以外の一切の保証をせず、いかなる責任も負わない。

７．本実施許諾は、本特許を譲渡するものではなく、本学が保有する他の特許を実施許諾するものではない。

８．実施者は、本学の事前承諾なく、本実施許諾を第三者に再実施許諾してはならない。

９．実施者は、当該実施許諾終了時又は実施条件３．に記載の実施許諾期間満了時のいずれか早い期日の後、速やかに実施報告書を作成し、本学に提出すること。

１０．実施条件９．に記載の報告後、実施者が当該実施許諾の継続を申し出る場合は、実施期間及び実施料等の実施条件を本学と協議の上、別途実施契約を締結するものとする。なお、本学が当該申し出時点において実施者以外の者に本特許の実施を許諾していないときは、独占的実施を許諾することがある。

１１．実施者が本実施条件に違反したときは、本学はその承認を取り消すことができる。この場合において、実施者のいかなる損害についても本学はその責を負わない。

１２．以上の実施条件に定めのない事項又は実施条件の解釈に疑義を生じたときは、実施者と本学とで協議の上、別途定めるものとする。

以　上